

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 小売販売業者甲の臨時業者登録  
土地改良区の定款及び事業計画の変更認可  
生活保護法による看護料金  
漁業監督吏員の任命及び解任  
漁船法に基く立入検査証票の交付  
右の返納
- ◇公安告示 精神衛生吏員の証の交付  
養蚕経営改善特別指導施設補助金交付規程  
道路交通取締法に基く交通制限
- ◇公告 二級建築士試験合格者  
出張所の名称変更
- ◇正誤 昭和二十九年七月一日鳥取県条例第三十七号  
外三件訂正

## 告示

### 鳥取県告示第三百五十三号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）  
第十九条第一項第四号の規定に基き、次のとおり一部の  
営業所を廃止しようとするものに代つて引き継ぎ業務を  
営む小売販売業者甲の臨時業者登録をした。

昭和二十九年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

#### 一 登録した業者

登録番号 中第九七号

登録年月日 昭和二十九年六月二十四日

氏名 中川国三

営業所所在地 東伯郡赤碓町赤碓七三四

事業区域 赤碓町

業務開始年月日 昭和二十九年七月一日

#### 一 廃止した業者

登録番号 中第八六号

氏名又は名称 赤碓米穀小売企業組合

地蔵町販売所

営業所々在地 東伯郡赤碓町赤碓七三四

鳥取県告示第三百五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項及び第四十八条第一項の規定により、青谷町青谷土地改良区の定款及び土地改良事業計画の変更について、昭和二十九年七月十三日認可した。

昭和二十九年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第三百五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第十五条第五号の規定により、看護を行う場合の看護料の支給基準を次のとおり定め、昭和二十九年四月一日から適用する。

昭和二十九年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

看護料支給基準

区分	看護婦	看護補助者	適 用
第一類 特殊傳染病	日額 五六〇円	1	コレラ、ペスト、発疹チフス、天然痘
第二類 傳染病	日額 四五〇円	日額 三三〇円	前類以外の法定傳染病 開放性結核
第三類 普通病	日額 三七〇円	日額 二八〇円	第一類、第二類以外の疾病

備考

- 一 看護料中には食費及び寝具料を含むものとする。
- 二 患者の病氣併発の場合は重い方の料金とする。
- 三 第一類及び自宅療養患者の看護には看護補助者は認めなく。

鳥取県告示第三百五十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十四条第一項の規程による漁業監督吏員を、次のとおり任命し及び解任した。

昭和二十九年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

1 任 命

漁業監督吏員 証番号	氏 名	職 名	勤 務 所	任 命 年 月 日
一六	油井 恭	技術吏員 水産課長	水産課	昭二九、六、一
一七	山田 利	事務吏員	東部地方事務所 所経済課	" "
一八	山田久壽男	"	"	" "
一九	河崎 正人	"	中部	" "
二〇	橋井 眞実	技術吏員	西部	" "
2	解 任			
二	西谷 義夫	技術吏員	水産課	昭二九、五、一
一五	西村 一郎	事務吏員	東部地方事務所 所経済課	" "
一二	橋井 眞実	技術吏員	中部	" "

一一 大谷 義信

西部

鳥取県告示第三百五十七号

漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二十八条の規定に基づく立入検査証票を、次のように交付した。

昭和二十九年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

交付証 票番号	所 属	職 名	氏 名	交 付 年 月 日
六	農林部水産課	技術吏員	小庭 義信	昭和二十九年六月一日
七	東部地方事務所 所経済課	事務吏員	山田久壽男	" "
八	中部	"	河崎 正人	" "
九	西部	技術吏員	橋井 眞実	" "

鳥取県告示第三百五十八号

次のように漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二十八条の規定に基づく立入検査証票の返納があつた。

昭和二十九年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

返納証 所 属 職 名 氏 名 返納年月日

三 東部地方事務 事務吏員 西村 一郎 昭和二十九年五月一日

所経済課

四 中部 技術吏員 橋井 眞実

五 西部 大谷 義信

鳥取県告示第三百五十九号

精神衛生法（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十七条の規定による精神衛生吏員の証を、次の者に交付した。

昭和二十九年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

所 属 職 名 氏 名 番号

米子保健所 鳥取県事務吏員 増原 武男 一七

鳥取県告示第三百六十号

養蚕経営改善特別指導施設補助金交付規程を次のように

定める。

昭和二十九年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

養蚕経営改善特別指導施設補助金交付規程

第一条 知事は養蚕経営改善を図るため、この規程により予算の範囲内で補助金を交付する。

第二条 補助金は農業協同組合又は農業協同組合連合会が次に掲げる事業を行う場合、これに要する経営に對し交付する。

一 稚蚕共同飼育施設

二 稚蚕共同桑園施設

三 病虫害共同防除器具設置

第三条 補助金は、次の補助率により交付する。

一 前条第一号については、その設置材料費の二分の一以内

二 前条第二号については、その借地料及び肥料（金肥）代の二分の一以内、桑苗代の三分の一以内

三 前条第三号については、動力噴霧器購入費の二分

の二以内

第四条 補助金の交付を受けようとするものは、申請書（様式第一号）に事業計画書（様式第二号）及び收支予算書（様式第三号）を添え、施設をしようとする年度の四月三十日までに知事に提出しなければならない。2 知事は、前項の規定により受理した申請書につき適当と認めた場合は、申請者に補助金交付の指令をするものとする。

第五条 補助金交付の指令を受けたものが、前条の規定による申請書に記載した事項に重要な変更を加えようとする場合は、すみやかに知事に届け出て承認を受けなければならない。

第六条 補助金交付の指令を受けたものが補助金の交付を請求しようとするときは、施設完了後請求書（様式第四号）に完了届（様式第五号）及び收支精算書（様式第三号）を添えて知事に提出しなければならない。

第七条 補助金の交付を受けたものは、翌年度五月三十一日までに、事業成績報告書に事業成績書（様式第二

号）を添えて知事に提出しなければならない。

第八条 補助金の交付を受けたものが次の各号の一に該当するときは、知事は既に交付した補助金の全部又は一部の還付を命ずることができる。

一 補助金を補助の目的以外に使用したとき。

二 事業施行の方法が不適當と認められたとき。

附 則

1 この規程は、昭和二十九年五月一日から適用する。  
2 第四条による申請書は、昭和二十九年度に限り七月三十一日までとする。

様式第一号

年 月 日

住所

組合長 氏

名 印

鳥取県知事 氏 名 殿

昭和 年度養蚕経営改善特別指導施設補助金交付申請書

養蚕経営改善特別指導施設補助金交付規程により、補助金を交付されるよう別紙事業計画書及び收支予算書を添え申請します。

様式第二号 事業計画書 (事業成績書)

一 総事業

組合員数	昭和三十一年		昭和三十一年		昭和三十一年		昭和三十一年	
	春蚕	秋蚕	春蚕	秋蚕	春蚕	秋蚕	春蚕	秋蚕
瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦
能力	能力	能力	能力	能力	能力	能力	能力	能力
所要	所要	所要	所要	所要	所要	所要	所要	所要
計	計	計	計	計	計	計	計	計
台	台	台	台	台	台	台	台	台

備考 「組合員数」の欄には養蚕者の員数を記載すること。

二 当該年度の事業 (事業成績書)

設置場所		設置場所		設置場所		設置場所	
坪	坪	坪	坪	坪	坪	坪	坪
円	円	円	円	円	円	円	円
反	反	反	反	反	反	反	反
円	円	円	円	円	円	円	円
台	台	台	台	台	台	台	台
円	円	円	円	円	円	円	円
台	台	台	台	台	台	台	台
円	円	円	円	円	円	円	円

備考 1 「設置型態」欄には土室式、電床式等記載すること。

2 「器種及び台数」欄には製造者名及び型式を記載すること。(事業成績書には器体番号、発電器番号及び購入年月日を併せ記載すること。)

3 稚蚕共同飼育においては設置場所ごとに設計図を、稚蚕共同桑園においては設置見取図をそれぞれ添付すること。

様式第三号 收支予算書 (收支精算書)

収入の部

区分	予算額		前年度予算額		備考
	(精算)	(額)	(予算)	(額)	
補助金	円		円		
組合負担金					
計					
支出の部					

区 分	予算額 (精算額) 円	前年度 予算額 (予算額) 円	比 較		備 考
			増	減	
1 稚蚕共同飼育所材 料費			円	円	一基当設置費 内材料費 円
2 稚蚕共同桑 国借地料及び肥料 (金肥)代			円	円	借地料 反分 一反当 円 金肥種類別 数量 貫 堆肥数量 貫
3 稚蚕共同桑園桑苗 代					桑苗 本 一本当 円
4 動力噴霧器購入費					
計					

備考 備考欄に内訳を詳記すること。

様式第四号

年 月 日  
住所  
組合長 氏 名

鳥取県知事 氏 名 殿  
昭和 年度養蚕経営改善特別指導施設補  
助金請求書  
昭和 年 月 日 号指令による養蚕経営

改善特別指導施設完了しましたから、補助金を交付さ  
れるよう別紙完了届及び経費精算書を添えて請求しま  
す。  
様式第五号

年 月 日  
住所  
組合長 氏 名  
鳥取県知事 氏 名 殿  
昭和 年度養蚕経営改善特別指導施設完了届  
養蚕経営改善特別指導施設を昭和 年 月 日  
完了しましたので届け出ます。

公安委員会告示

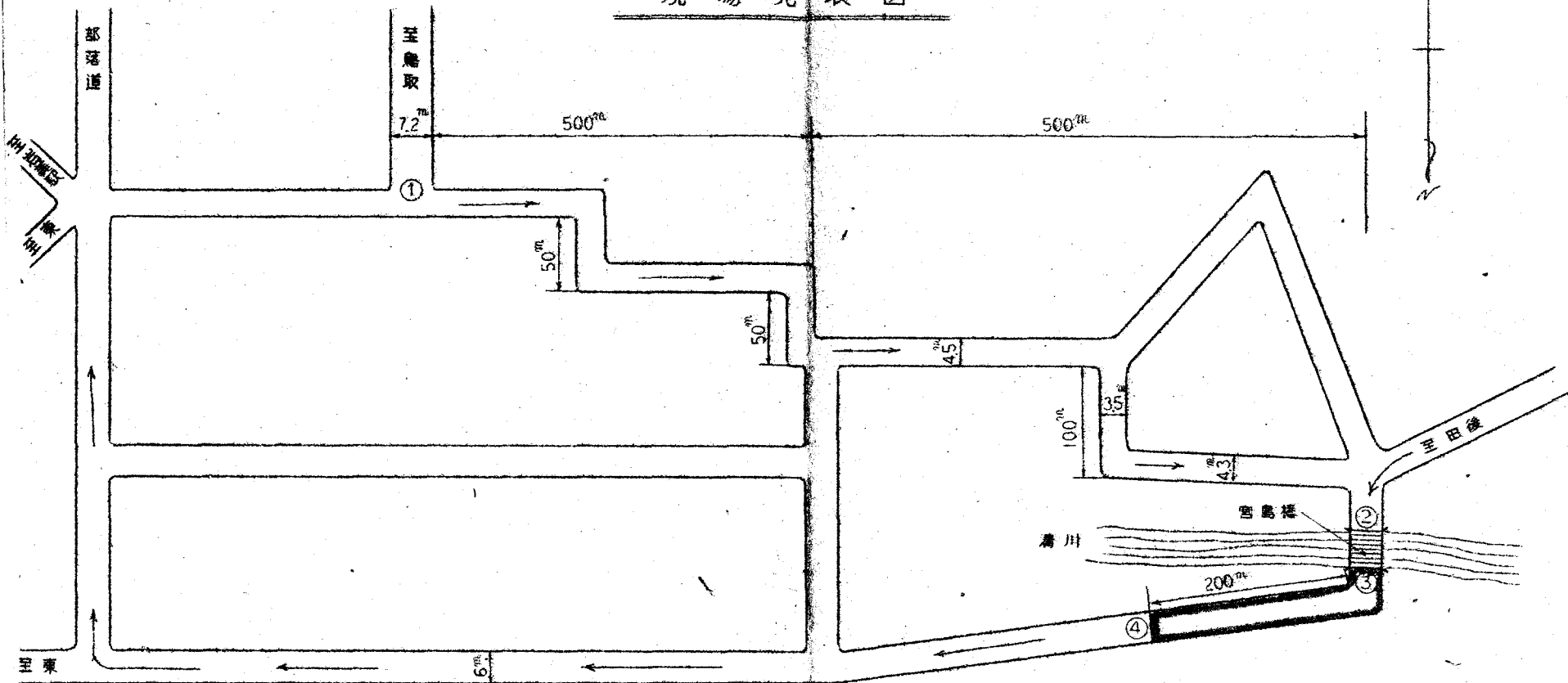
鳥取県公安委員会告示第三号

道路交通取締法第六条の規定により、次のとおり交通制  
限をする。


昭和二十九年七月十六日  
鳥取県公安委員会委員長 秋久 勲

- 一 制限の場所
- 一 県道網代―岩美停車場線岩美郡岩美町大字浦富一、  
七一九番地地先から同地内宮島橋南詰に至る一、二  
〇〇メートルの間
  - 二 岩美郡岩美町大字浦富地内宮島橋北詰から同地内  
二四、九六三番地地先に至る二〇〇メートルの間
- 二 制限の種別
- (1) については車馬を一方交通とする。
  - (2) については駐車を禁止する。
- 三 制限の期間
- 昭和二十九年七月十五日から同年八月十五日まで  
毎日午前六時より午後八時までの間

現場見取図



凡例

- ① 岩美郡岩美町大字浦富  
一七一九番地内先
  - ② 岩美郡岩美町地内  
宮島橋南詰
  - ③ 岩美郡岩美町地内  
宮島橋北詰
  - ④ 岩美郡岩美町地内  
二四九六三番地地先
-  駐車禁止場所

浦富海水浴場

開

日本海



公 告

昭和二十九年七月十六日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治  
昭和二十九年七月十六日  
する。

一 全科目合格者

大西 幸男	丸岡 岩藏	山根 豊	井上 貴	三浦 則治	清水 建吉	齊藤 博	徳持 律夫	山本 俊一	新 洋孝	安藤 明晴
田中 義一	浅野 隆雄	西脇 辰男	大田 茂夫	藪田 茂夫	浜本 渡	西本 潔	野口 俊夫	毛戸 隆信	城迫 在彦	山根 松一
村山 治隆	浜崎松太郎	有森 功	西村 肇	広岡 紀夫	福安 韶朗	岸本 進	大西 正夫	松田 福美	吉田 宏	広谷 浩

二 四科目合格者

伊藤 淳行	高木 茂行	福井 俊介	津村 浩	芦田 浩	坂口 俊美
高橋 青青	茅野 昭夫	福田 久馬	鳥山 巖	田上 猿藏	計 四十九人
藪 吉男	能勢 義光	福間文太郎	山下 良一	羽田 貞美	

三 三科目合格者

岸本 正男	足立 茂	藏本 隆	計 四人	亀井 増雄
-------	------	------	------	-------

雑 報

昭和二十九年七月八日

鳥取食糧事務所長 布野 長良

出張所の所在地変更について

当所倉吉支所東郷出張所の所在地を、昭和二十九年七月

一日から次のとおり変更した。

一 事務所の所在地

新 鳥取県東伯郡東郷町大字中興寺四〇〇番地  
 旧 " 大字引地杭の和田四一〇番地

正 誤

昭和二十九年七月一日鳥取県条例第三十七号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁段 行 誤 正

九上 六 給料の全額 給与の全額

十下 三行から七行まで削る。

昭和二十九年七月一日鳥取県条例第四十四号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁段 行 誤 正

十八下 一 前条の総員 前条の職員

昭和二十九年七月一日鳥取県条例第四十五号中誤植があ

るので次のとおり訂正する。

頁段 行 誤 正

二十上 十四 (在職期間の計算)  
 二十下 八 (在職期間の計算の特例)

前項の規定により計算した在职期間に対する退職手当の額は、前条の規定を適用して退職手当を支給する場合の退職手当の額は、

昭和二十九年七月一日鳥取県条例第四十六号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁段 行 誤 正

二十二上 五 その他としての 給与は、その他の給与は、給与は

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東郷町  
 鳥取県鳥取市東郷町  
 鳥取県鳥取市東郷町  
 鳥取県鳥取市東郷町  
 鳥取県鳥取市東郷町  
 鳥取県鳥取市東郷町